

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年3月15日
【計算期間】	第9期（自 平成23年6月21日 至 平成23年12月20日）
【ファンド名】	イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 龍 万成
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

② 基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／株式に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
一般				
公債	年6回	欧州		
社債	(隔月)			
その他債券		アジア		
クレジット属性	年12回		ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	(毎月)	オセアニア		
その他資産				
(投資信託証券	日々	中南米		
(株式))				
資産複合	その他	アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
- 「年2回」… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「アジア」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファンド・オブ・ファンズ」… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

＊上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 「グローイング・アジア」の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・主として日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式に実質的に投資を行い、中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- ・高い経済成長が続くアジア地域で、今後も特に高い成長が期待できると考えられる国々を当社では「グローイング・アジア」と呼び、当ファンドの実質的な主要投資対象国とします。
- ・ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ」のサブファンド[※]（米ドル建て）への投資を通じて、主要投資対象国の株式に投資を行います。

※一般に、一つの外国投資法人の下で運用対象に応じて個々に設定されるファンドをサブファンドといいます。実際の運用はサブファンドごとに行われます。

＜主要投資対象国＞

中国、インド、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム（2012年1月末現在。主要投資対象国は、今後変更される場合があります。）



2. 投資信託証券への投資に当たっては、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

アジアにおけるネットワーク

- 当社グループは、アジアにおける13の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- 当ファンドの運用および組入投資信託証券の運用を担当するイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドの株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。



（2012年1月末現在）

3. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

- ・ 当ファンドは、複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

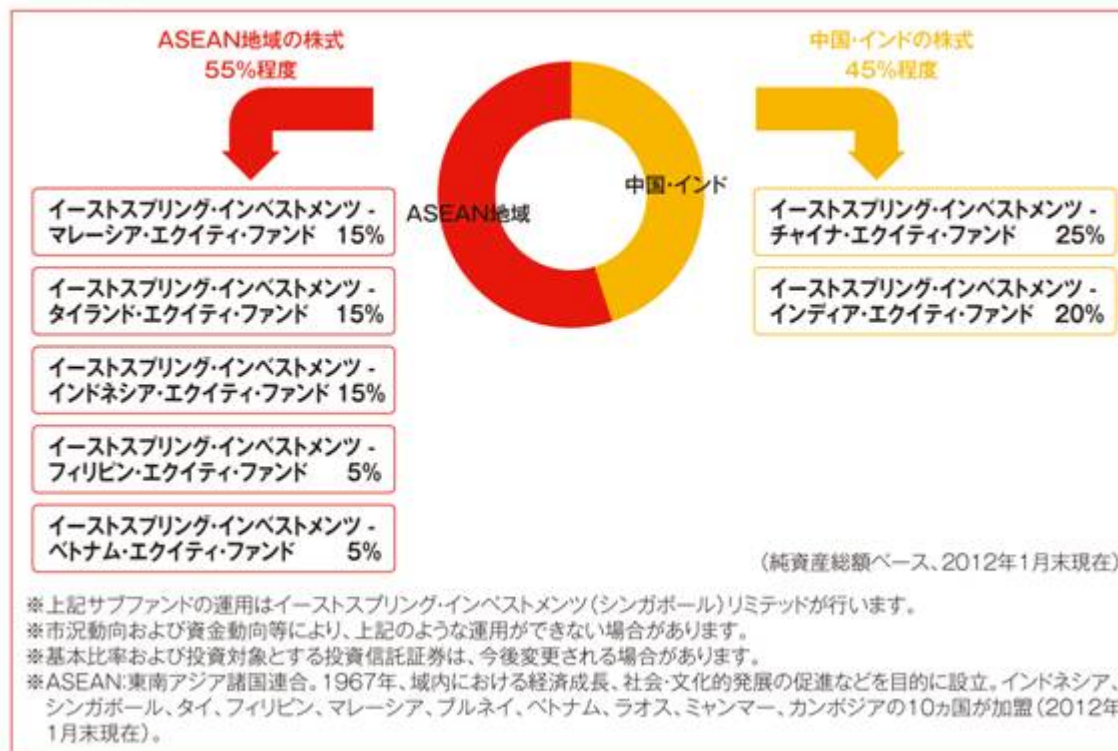


※投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

4. 実質的な主要投資対象国の選定および国別の投資割合は、株式市場の規模および市場見通しに基づいて決定されます。

- ・ 当ファンドは、原則として、アジアの経済成長の2大エンジンである中国およびインドの株式に45%程度、両国の成長の恩恵を大きく享受すると期待されるASEAN地域の株式に55%程度、実質的に投資を行います。
- ・ 実際の投資配分は、市場動向等を勘案し、基本比率の上下一定の範囲内で決定されます。

<基本比率>



5. 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

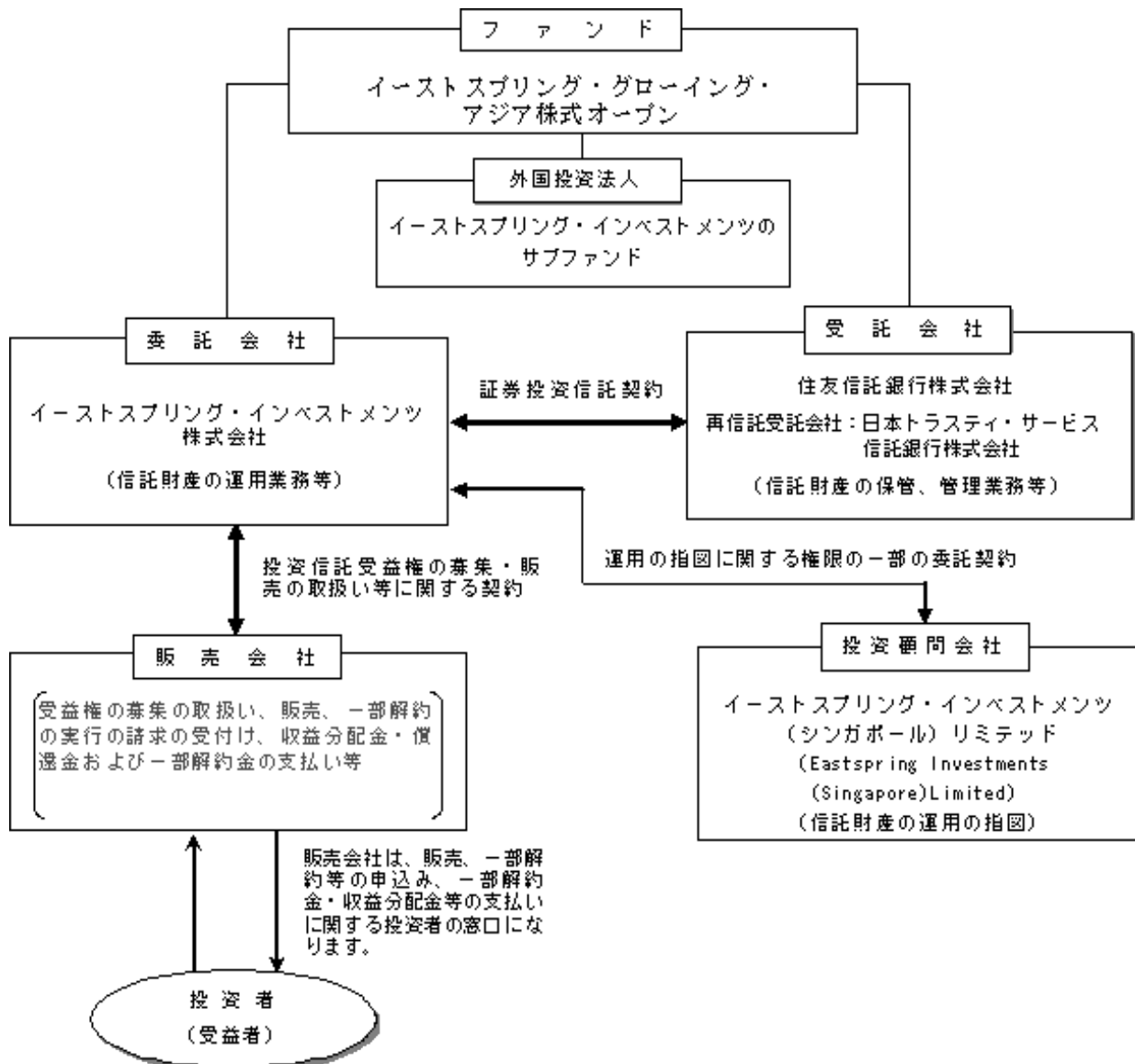
平成19年6月29日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成24年2月14日 ファンド名を「PCAグローイング・アジア株式オープン」から「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」に変更
 投資顧問会社の商号を「プルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド」（略称：PAMS）*から「イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド」に変更

*下記の（注）をご参照ください。

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

- a. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b. 受託会社：住友信託銀行株式会社*（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

*関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付けで中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

- c. 販売会社：
当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。
- d. 投資顧問会社：イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
(Eastspring Investments (Singapore) Limited)
委託会社より運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a. 受託会社と締結している契約
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

b. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

c. 投資顧問会社と締結している契約

投資一任契約が締結されており、運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬等が定められています。

④ 委託会社の概況

a. 資本金の額

平成24年1月末日現在 649.5百万円

b. 委託会社の沿革

平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立

平成12年1月 投資顧問業の登録

平成12年5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得

平成12年5月 証券投資信託委託業の認可を取得

平成14年1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更

平成19年9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録

平成22年12月 PCAアセット・マネジメント株式会社へ商号変更

平成24年2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

c. 大株主の状況（平成24年1月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
プルデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「PCHL」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 ローレンス・パウトニー・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

（注）PAMSおよびPCHLは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社、PAMSおよびPCHLは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. 主として、日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- b. 投資信託証券の組入れ比率は、原則として高位を保ちます。
- c. 実質的な投資対象国および国別の資産配分は、株式市場規模および市場見通しに基づき決定します。
- d. 投資対象とする投資信託証券は、前記a.に定める要件の範囲内で、委託会社が選定した別に定める投資信託証券※から選定するものとします。ただし、アジア各国の株式市場規模および経済成長率の変化等により、前記a.に定める要件の範囲内で、委託会社の裁量により投資対象とする投資信託証券の追加または削除を行う場合があります。
- e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f. イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- g. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※上記d.の「別に定める投資信託証券」とは、ルクセンブルグ籍外国投資法人である「イーストスプリング・インベストメンツ」のサブファンドの投資証券のうち、アジア各国の株式に投資する以下の投資証券とします（有価証券届出書提出日現在）。以下同じ。

イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド クラスJ
イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ

<投資信託証券の選定方針>

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

＜投資対象ファンドの概要＞

(注) 下記の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づき作成しておりますが、今後記載内容が変更される場合があります。

1. イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド

ファンド名	Eastspring Investments - China Equity Fund（略称：チャイナ・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、中華人民共和国の企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・中華人民共和国で設立または上場している企業 ・売上・利益の大半を中華人民共和国で上げている企業 ・子会社または関連会社が売上・利益の大半を中華人民共和国で上げている企業	
ベンチマーク	MSCI China Index ^{※1}	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1. 主として、中華人民共和国の企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により付加価値を高めることを目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。 4. イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドは、イーストスプリング・インベストメンツ（香港）リミテッドからの投資助言をもとに運用を行います。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等を負担します。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

※1 MSCI指数のデータはMSCI Inc.が算出しており、その知的所有権はMSCI Inc.にあります。（MSCI指数については、以下同じ。）

2. イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド

ファンド名	Eastspring Investments - India Equity Fund（略称：インディア・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、インドの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・インドで設立または上場している企業 ・インドにおいて主な活動を行っている企業	
ベンチマーク	MSCI India Index	

ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、インドの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により付加価値を高めることを目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.40%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等を負担します。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

3. イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド

ファンド名	Eastspring Investments - Malaysia Equity Fund（略称：マレーシア・エクイティ）	
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の 基本方針	主として、マレーシアの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・マレーシアで設立または上場している企業 ・マレーシアにおいて主な活動を行っている企業	
ベンチマーク	MSCI Malaysia Index	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、マレーシアの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により付加価値を高めることを目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.25%
	管理費用等	年率0.30%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等を負担します。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

4. イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド

ファンド名	Eastspring Investments - Thailand Equity Fund（略称：タイランド・エクイティ）	
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の 基本方針	主として、タイの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	

主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・タイで設立または上場している企業 ・タイにおいて主な活動を行っている企業	
ベンチマーク	Thai SET 50 Index ^{※2}	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、タイの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により付加価値を高めることを目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等を負担します。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

※2 Thai SET 50 Indexは、タイ証券取引所（以下「SET」といいます。）がその商標権を有し、その知的所有権はSETにあります。SETはその適切性、十分な品質その他を保証するものではありません。SETは本情報を利用することにより生じる過誤、省略または損失について何ら責任を負いません。

5. イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド

ファンド名	Eastspring Investments - Indonesia Equity Fund（略称：インドネシア・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の 基本方針	主として、インドネシアの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・インドネシアで設立または上場している企業 ・インドネシアにおいて主な活動を行っている企業	
ベンチマーク	Jakarta Composite Index ^{※3}	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの 特徴	1. 主として、インドネシアの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により付加価値を高めることを目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.20%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等を負担します。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

※3 Jakarta Composite Indexはインドネシア証券取引所が公表している指数です。

6. イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド

ファンド名	Eastspring Investments - Philippines Equity Fund（略称：フィリピン・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、フィリピンの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・フィリピンで設立または上場している企業 ・フィリピンにおいて主な活動を行っている企業	
ベンチマーク	PSEi Index	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1. 主として、フィリピンの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により付加価値を高めることを目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.25%
	管理費用等	年率0.40%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等を負担します。	
設立日	平成19年7月2日	
決算日	毎年12月31日	

7. イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド

ファンド名	Eastspring Investments - Vietnam Equity Fund（略称：ベトナム・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、ベトナムの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連商品を主要投資対象とします。 ・ベトナムで設立または上場している企業 ・ベトナムにおいて主な活動を行っている企業	
ベンチマーク	FTSE Vietnam All-Share Index ^{※4}	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1. 主として、ベトナムの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により付加価値を高めることを目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率1.00%
	管理費用等	年率0.40%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等を負担します。	

設立日	平成19年7月2日
決算日	毎年12月31日

※ 4 FTSE Vietnam All-Share IndexはFTSE International Limitedが公表している指数です。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権（上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を主として別に定める投資信託証券に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

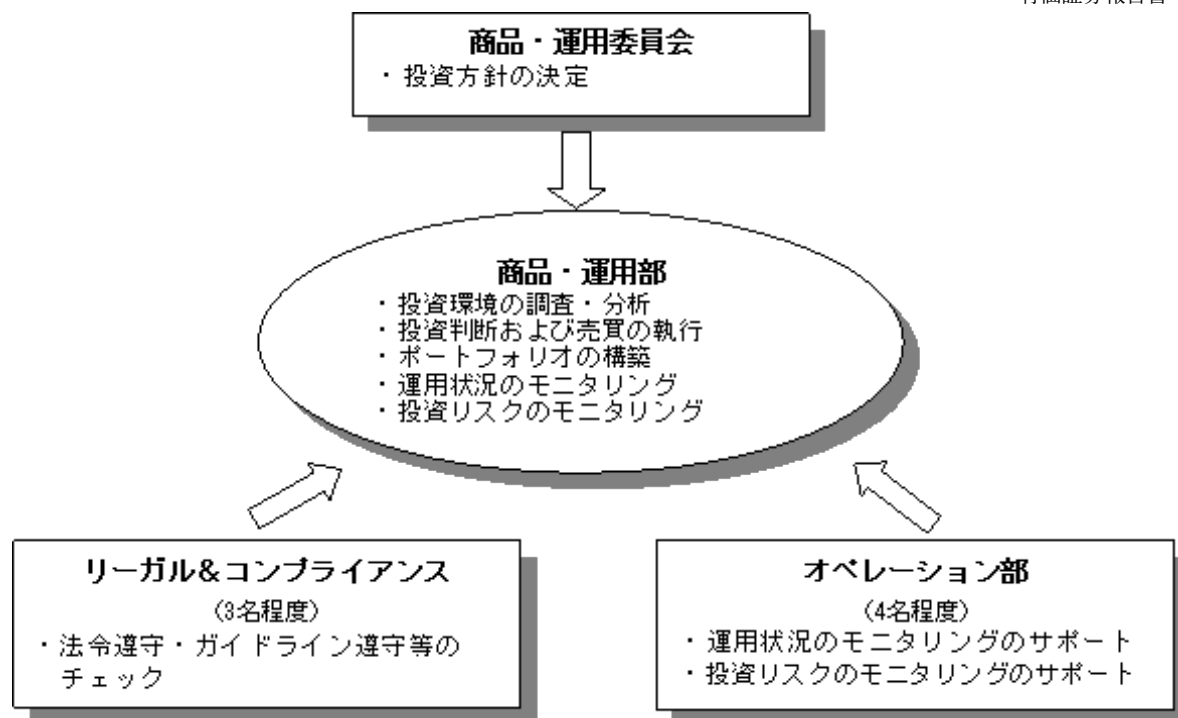
4. 手形割引市場において売買される手形

ただし、上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<委託会社の運用体制および内部管理体制>



1. 商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 商品・運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、商品・運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

<運用体制に関する社内規則>

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「業務委託に関する規程」に則って運用を行います。

<委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「業務委託に関する規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に運用指図に関する権限の一部を委託します。

<投資顧問会社の運用体制>

1. アセット・アロケーション・コミティが月次で開催され、グローバルな経済データの分析結果等をもとに、各市場への投資方針を決定します。
2. 1.の結果をもとに、ファンド・マネジャーが最終的な投資判断および売買の執行を行い、当ファンドのポートフォリオを構築します。
3. リスク&パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、運用実績およびリスクが適正であったかについて分析を行います。また、運用状況、市場環境等により必要と認められる場合には、臨時でミーティングを開催します。

なお、ファンドの運用体制は平成24年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定める投資制限>

1. 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
5. 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
6. 資金の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは

受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3 【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。

2. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の株式に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

- 1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の

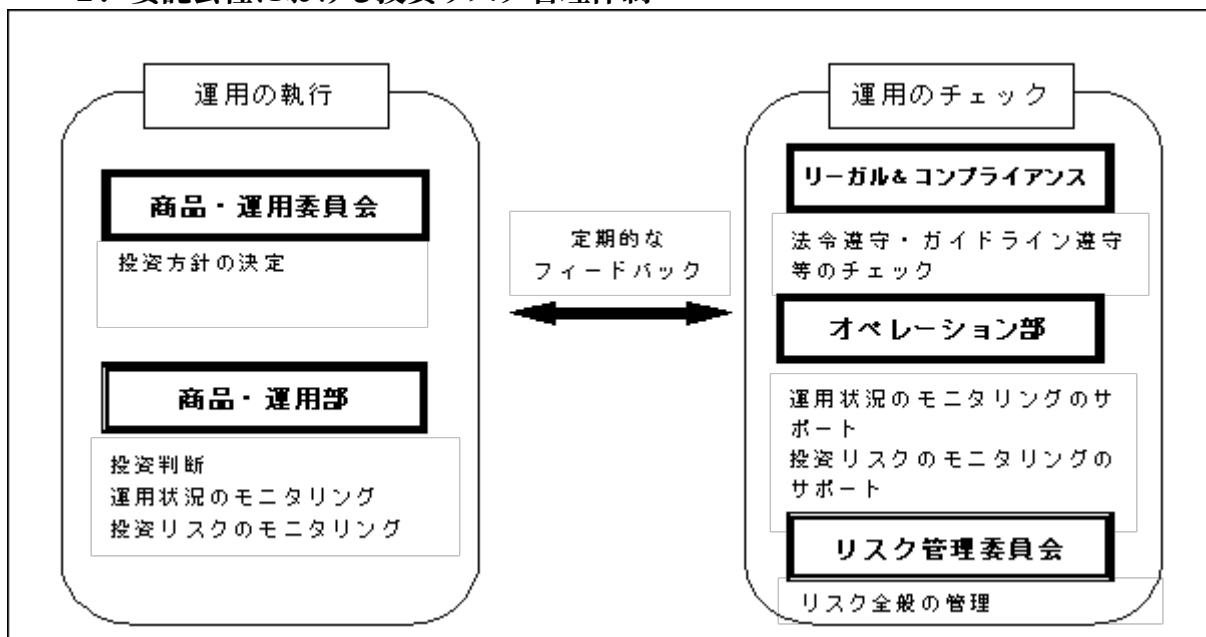
ファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 実質的な投資対象国および国別の資産配分は、株式市場規模および市場見通しに基づき決定するため、変更となることがあります。また、当ファンドの投資対象とする投資信託証券は、2 投資方針（1）投資方針（2）投資態度a. に定める要件の範囲内で、委託会社の裁量により追加または削除を行う場合があります。
6. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
7. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1. 委託会社における投資リスク管理体制



- ・商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・商品・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、運用の委託先における投資方針の遵守状況や運用状況の確認および投資先ファンドにおける運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。さらに、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、投資先ファンドの監査報告書の提出を求めています。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令や投資ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先からの定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク管理委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

2. 投資顧問会社における投資リスク管理体制

- ・日次でコンプライアンス・チームが、ガイドラインおよび関係法令の遵守状況の確認を行います。
- ・週次で行われるポートフォリオ・ミーティングにおいて、ポートフォリオの性質およびリスクについて報告されます。
- ・リスク&パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、運用実績およびリスク管理状況の分析を行います。
- ・オーバーサイト・ミーティングが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスク管理についてレビューを行います。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成24年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
- 申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
 ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

- ② 償還乗換え等の場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。
- ③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.3965%（税抜1.33%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、各販売会社の取扱い純資産残高に応じて以下の通りです。

各販売会社の 取扱い純資産残高のうち	100億円以下の部分	100億円超の部分
委託会社	年率 0.6300%（税抜 0.60%）	年率 0.5775%（税抜 0.55%）
販売会社	年率 0.7350%（税抜 0.70%）	年率 0.7875%（税抜 0.75%）
受託会社	年率 0.0315%（税抜 0.03%）	

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、投資顧問会社であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドへの報酬（信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額）が含まれます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても運用報酬等（年率0.54375%程度）がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の運用報酬等を加算した実質的な信託報酬は、年率1.94025%程度（税込）です。当該信託報酬は平成24年1月末日現在の基本比率に基づくものであり、投資信託証券の変更や組入状況等により変動することがあります。

（ご参考：投資対象ファンドの運用報酬等）

投資対象ファンド	運用報酬	管理費用等
チャイナ・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度
インドシア・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.40%程度
マレーシア・エクイティ クラスJ	年率0.250%	年率0.30%程度
タイランド・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度
インドネシア・エクイティ クラスJ	年率0.225%	年率0.20%程度
フィリピン・エクイティ クラスJ	年率0.250%	年率0.40%程度
ベトナム・エクイティ クラスJ	年率1.000%	年率0.40%程度

※上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等は各サブファンドが負担します。なお、申込手数料はありません。

※投資対象ファンドは、今後変更される場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。
- ③ 上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。
- ④ 上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。
- ⑤ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ⑥ 信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

※上記（4）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドにかかる上記(1)から（4）に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて**1. 個人の受益者に対する課税****a. 収益分配金**

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率[※]による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は、譲渡所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

源泉徴収選択口座を利用している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率[※]による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。

※平成24年12月31日までの税率です。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率の適用が終了となる平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率となる予定です。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率[※]で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※平成24年12月31日までの税率です。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率の適用が終了となる平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

② 個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は平成24年1月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

※ 当ファンドの投資対象である「イーストスプリング・インベストメンツ」のサブファンドは、平成24年2月14日付けで下記の通りファンド名を変更しました。

変更前	変更後
インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - チャイナ・エクイティ	イーストスプリング・インベストメンツ - チャイナ・エクイティ・ファンド
インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - インディア・エクイティ	イーストスプリング・インベストメンツ - インディア・エクイティ・ファンド
インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - マレーシア・エクイティ	イーストスプリング・インベストメンツ - マレーシア・エクイティ・ファンド
インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - インドネシア・エクイティ	イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド
インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - タイランド・エクイティ	イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド
インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - フィリピン・エクイティ	イーストスプリング・インベストメンツ - フィリピン・エクイティ・ファンド
インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - ベトナム・エクイティ	イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド

※ ファンド名は平成24年1月31日現在の名称で記載しております。以下同じ。

（１）【投資状況】

（平成24年1月31日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	13,961,818,228	98.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	231,341,642	1.63
合計（純資産総額）	—	14,193,159,870	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年1月31日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - チャイナ・エクイティ クラスJ	3,805,584.572	822.61	3,130,521,819	919.15	3,497,929,393	24.65
ルクセンブルグ	投資証券	インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - インディア・エクイティ クラスJ	3,726,094.122	634.71	2,365,018,263	745.31	2,777,117,715	19.57
ルクセンブルグ	投資証券	インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - タイランド・エクイティ クラスJ	1,735,910.527	1,192.49	2,070,061,220	1,239.64	2,151,916,971	15.16
ルクセンブルグ	投資証券	インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - インドネシア・エクイティ クラスJ	1,355,028.138	1,447.82	1,961,839,461	1,507.13	2,042,203,773	14.39
ルクセンブルグ	投資証券	インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - マレーシア・エクイティ クラスJ	2,033,796.836	961.00	1,954,485,541	1,031.81	2,098,507,003	14.79
ルクセンブルグ	投資証券	インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンド - フィリピン・エクイティ クラスJ	634,378.753	991.41	628,930,961	1,079.40	684,749,795	4.82

ルクセンブルグ	投資証券	インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズーベトナム・エクイティクラスJ	2,368,703.8	284.39	673,657,012	299.48	709,393,578	5.00
---------	------	---	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------

種類別投資比率（平成24年1月31日現在）

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.37
合計	98.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】（平成24年1月31日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成24年1月31日現在）

資産の種類	買建/売建	通貨	数量 (契約額)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	1,000,000.00	76,719,500	76,370,000	△0.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年1月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(平成19年12月20日)	28,436	30,135	1.0045	1.0645
第2期	(平成20年 6月20日)	23,067	23,067	0.7820	0.7820
第3期	(平成20年12月22日)	11,033	11,033	0.4095	0.4095
第4期	(平成21年 6月22日)	15,705	15,705	0.6063	0.6063
第5期	(平成21年12月21日)	17,534	17,534	0.7198	0.7198
第6期	(平成22年 6月21日)	19,166	19,166	0.7791	0.7791
第7期	(平成22年12月20日)	20,062	20,062	0.8543	0.8543
第8期	(平成23年 6月20日)	17,637	17,637	0.8173	0.8173
第9期	(平成23年12月20日)	13,613	13,613	0.6912	0.6912
	平成23年 1月末日	18,930	—	0.8178	—
	平成23年 2月末日	18,379	—	0.7929	—
	平成23年 3月末日	19,842	—	0.8659	—
	平成23年 4月末日	19,713	—	0.8927	—
	平成23年 5月末日	18,621	—	0.8534	—
	平成23年 6月末日	17,862	—	0.8388	—
	平成23年 7月末日	17,657	—	0.8450	—
	平成23年 8月末日	15,586	—	0.7562	—
	平成23年 9月末日	13,726	—	0.6773	—
	平成23年10月末日	15,094	—	0.7516	—
	平成23年11月末日	13,707	—	0.6920	—
	平成23年12月末日	13,499	—	0.6926	—
	平成24年 1月末日	14,193	—	0.7386	—

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成19年 6月29日 至 平成19年12月20日	0.0600
第2期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	0.0000
第3期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日	0.0000
第4期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	0.0000
第5期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月21日	0.0000
第6期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6月21日	0.0000
第7期	自 平成22年 6月22日 至 平成22年12月20日	0.0000
第8期	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	0.0000
第9期	自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 平成19年 6月29日 至 平成19年12月20日	6.5
第2期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	△22.2
第3期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日	△47.6
第4期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	48.1
第5期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月21日	18.7
第6期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6月21日	8.2
第7期	自 平成22年 6月22日 至 平成22年12月20日	9.7
第8期	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	△4.3
第9期	自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日	△15.4

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

<参考情報>

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
 ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2012年1月31日現在

■基準価額・純資産の推移

期間・設定日(2007年6月29日)～2012年1月31日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移

(1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2009年12月(第5期)	0円
2010年6月(第6期)	0円
2010年12月(第7期)	0円
2011年6月(第8期)	0円
2011年12月(第9期)	0円
設定以来累計	600円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況(投資対象ファンドについては、2012年1月31日現在の名称で掲載しております。)

組入資産	基本比率(%)	投資比率(%)
IOFチャイナ・エクイティ	25.00	24.65
IOFインド・エクイティ	20.00	19.57
IOFマレーシア・エクイティ	15.00	14.79
IOFタイランド・エクイティ	15.00	15.16
IOFインドネシア・エクイティ	15.00	14.39
IOFフィリピン・エクイティ	5.00	4.82
IOFベトナム・エクイティ	5.00	5.00
現金・その他	—	1.63

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。基本比率は、今後変更される場合があります。

■組入上位銘柄(各投資対象ファンド別)

IOFチャイナ・エクイティ

銘柄	業種	比率(%)
1 中国移动 [チャイナモバイル]	電気通信サービス	9.78
2 中国工商银行	銀行	9.44
3 中国海洋石油 [CNOOC]	エネルギー	8.49
4 中国银行 [バンクオブチャイナ]	銀行	7.61
5 中国建設銀行 [チャイナコンストラクション]	銀行	5.30

IOFインド・エクイティ

銘柄	業種	比率(%)
1 インフォシス	ソフトウェアサービス	8.77
2 リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	7.58
3 ICICI銀行	銀行	6.63
4 HDFC銀行	銀行	6.09
5 HDFC(住宅ローン)	銀行	5.25

IOFマレーシア・エクイティ

銘柄	業種	比率(%)
1 CIMBグループホールディングス	銀行	8.62
2 ゲンティン	消費者サービス	7.57
3 マラヤン・バンキング	銀行	7.18
4 サイム・ダービー	資本財	6.60
5 テナガナショナル	公益事業	5.86

IOFタイランド・エクイティ

銘柄	業種	比率(%)
1 タイ石油公社 [PTT]	エネルギー	9.48
2 タイ石油開発公社	エネルギー	8.60
3 サイアム商業銀行	銀行	7.56
4 カシコーン銀行	銀行	6.62
5 サイアムセメント	素材	5.80

IOFインドネシア・エクイティ

銘柄	業種	比率(%)
1 アストラ・インターナショナル	自動車・自動車部品	9.63
2 バンク・ラヤット・インドネシア	銀行	7.30
3 バンク・マンディリ	銀行	6.59
4 バンク・セントラル・アジア	銀行	4.93
5 テレコム・ニカ・インドネシア	電気通信サービス	4.36

IOFフィリピン・エクイティ

銘柄	業種	比率(%)
1 PLDT	電気通信サービス	9.65
2 SMインベストメンツ	資本財	6.76
3 アヤラランド	不動産	6.28
4 フィリピン・アイランド銀行	銀行	5.36
5 アポイティス・エクイティ・ベンチャーズ	資本財	5.28

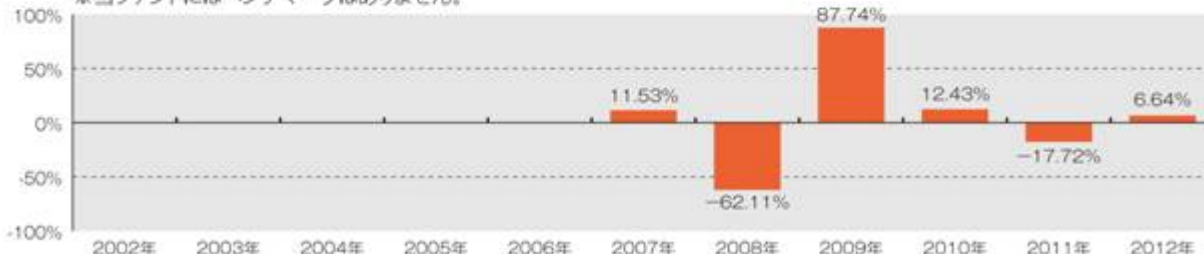
IOFベトナム・エクイティ

銘柄	業種	比率(%)
1 ビンコム	不動産	10.21
2 ベトナム乳業(ビナミルク)	食品・飲料・タバコ	9.47
3 マッサングループ	食品・飲料・タバコ	9.16
4 ベトロベトナム化学肥料	素材	6.48
5 FPT	ソフトウェア・IT関連	6.29

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じております(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関する知的所有権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。
 ※比率は、各投資対象ファンドの組入銘柄評価額の合計を100%として計算しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2007年は、設定日(2007年6月29日)から2007年12月末までの収益率です。

※2012年は、1月末までの収益率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成19年 6月29日 至 平成19年12月20日	31,722,991,370	3,413,463,693	28,309,527,677
第2期	自 平成19年12月21日 至 平成20年 6月20日	3,009,526,871	1,822,218,036	29,496,836,512
第3期	自 平成20年 6月21日 至 平成20年12月22日	301,729,379	2,852,316,188	26,946,249,703
第4期	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	447,409,781	1,492,148,790	25,901,510,694
第5期	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月21日	788,891,843	2,331,499,839	24,358,902,698
第6期	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6月21日	2,181,297,721	1,939,665,501	24,600,534,918
第7期	自 平成22年 6月22日 至 平成22年12月20日	1,539,740,448	2,656,529,809	23,483,745,557
第8期	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	1,091,674,042	2,995,867,156	21,579,552,443
第9期	自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日	452,592,222	2,337,842,738	19,694,301,927

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、営業日が以下の日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。
 - ①シンガポールの金融商品取引所の休場日
 - ②シンガポールの銀行休業日
 - ③ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
 - ④ルクセンブルグの銀行休業日
 - ⑤インドおよび中国の金融商品取引所がともに休場となる日お申込みの受付は、原則として午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

3. 受益権の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みにあたっては、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。
※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。
「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をする時は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

ただし、一部解約の実行の請求日が、以下の日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

- ①シンガポールの金融商品取引所の休場日
- ②シンガポールの銀行休業日
- ③ルクセンブルクの金融商品取引所の休場日
- ④ルクセンブルクの銀行休業日
- ⑤インドおよび中国の金融商品取引所がともに休場となる日

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金[※]として控除した価額（解約価額）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。
[※]信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受け付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1. による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4. により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記2. に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

[※]一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主な投資対象資産の評価方法＞

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「グロアジ」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成19年6月29日から無期限とします。ただし、下記「(5) その他

1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎年6月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年6月20日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5) 【その他】**1. 信託の終了**

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記 a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」 d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託約款の変更をしません。
 - e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 信託契約に関する監督官庁の命令
 - a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがいます。
 4. 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
 5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
 6. 運用にかかる報告書の開示方法
委託会社は、各計算期間終了後に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、各計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
 7. 反対者の買取請求権
ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
 8. 関係法人との契約の更改等に関する手続き
 - a. 委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に運用の指図に関する権限の一部を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。
 - b. 販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。
 9. 信託事務処理の再信託
受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4 【受益者の権利等】

① 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

③ 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成23年6月21日から平成23年12月20日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

P C A グローイング・アジア株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 (平成23年 6 月20日現在)	第 9 期 (平成23年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	98,072,082	71,814,228
コール・ローン	590,852,568	357,201,250
投資証券	17,008,014,926	13,324,501,460
派生商品評価勘定	879,400	—
未収入金	137,733,406	—
未収利息	809	489
流動資産合計	17,835,553,191	13,753,517,427
資産合計	17,835,553,191	13,753,517,427
負債の部		
流動負債		
未払解約金	62,458,066	29,926,877
未払受託者報酬	3,024,195	2,434,722
未払委託者報酬	131,048,051	105,504,812
その他未払費用	1,939,350	2,384,550
流動負債合計	198,469,662	140,250,961
負債合計	198,469,662	140,250,961
純資産の部		
元本等		
元本	21,579,552,443	19,694,301,927
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,942,468,914	△6,081,035,461
（分配準備積立金）	7,965,197	8,791,834
元本等合計	17,637,083,529	13,613,266,466
純資産合計	17,637,083,529	13,613,266,466
負債純資産合計	17,835,553,191	13,753,517,427

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 平成22年12月21日 至 平成23年6月20日	第9期 自 平成23年6月21日 至 平成23年12月20日
営業収益		
受取利息	134,101	71,863
有価証券売買等損益	202,739,739	△2,011,226,753
為替差損益	△845,663,514	△471,294,373
営業収益合計	△642,789,674	△2,482,449,263
営業費用		
受託者報酬	3,024,195	2,434,722
委託者報酬	131,048,051	105,504,812
その他費用	2,187,810	2,622,060
営業費用合計	136,260,056	110,561,594
営業損失（△）	△779,049,730	△2,593,010,857
経常損失（△）	△779,049,730	△2,593,010,857
当期純損失（△）	△779,049,730	△2,593,010,857
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,511,899	△136,076,451
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,421,690,868	△3,942,468,914
剰余金増加額又は欠損金減少額	439,331,284	429,523,568
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	439,331,284	429,523,568
剰余金減少額又は欠損金増加額	172,547,701	111,155,709
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	172,547,701	111,155,709
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,942,468,914	△6,081,035,461

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第9期 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第8期 (平成23年6月20日現在)	第9期 (平成23年12月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	23,483,745,557 円	21,579,552,443 円
期中追加設定元本額	1,091,674,042 円	452,592,222 円
期中一部解約元本額	2,995,867,156 円	2,337,842,738 円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	21,579,552,443 口	19,694,301,927 口
3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10号 に規定する額	元本の欠損 3,942,468,914 円	元本の欠損 6,081,035,461 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	第9期 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
1. 分配金の計算過程 計算期間末の信託約款に規定する収益調整金(2,579,310円)及び分配準備積立金(7,965,197円)より分配対象収益は10,544,507円(1万口当たり4円)であります但分配を行っておりません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末の信託約款に規定する収益調整金(2,535,064円)及び分配準備積立金(8,791,834円)より分配対象収益は11,326,898円(1万口当たり5円)であります但分配を行っておりません。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 純資産総額の0.05%相当額。	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

第8期 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	第9期 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左

第8期 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	第9期 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第8期 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日	第9期 自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第8期 (平成23年 6月20日現在)	第9期 (平成23年12月20日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	97,013,023	△1,950,564,672
合計	97,013,023	△1,950,564,672

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成23年6月20日現在)

区 分	種 類	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	161,299,400	—	160,420,000	879,400
合 計		161,299,400	—	160,420,000	879,400

(平成23年12月20日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

区 分	第8期 (平成23年6月20日現在)	第9期 (平成23年12月20日現在)
１口当たりの純資産額 (１万口当たりの純資産額)	0.8173円 (8,173円)	0.6912円 (6,912円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（平成23年12月20日現在）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ－チャイナ・ エクイティ クラスJ	3,901,561.515	42,015,915.95	
		インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ－インドニア ・エクイティ クラスJ	3,938,754.186	32,734,986.03	
		インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ－インドネシ ア・エクイティ クラスJ	1,391,550.483	26,361,532.34	
		インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ－マレーシア ・エクイティ クラスJ	2,114,406.011	26,575,969.15	
		インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ－フィリピン ・エクイティ クラスJ	666,363.48	8,650,064.33	
		インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ－タイランド ・エクイティ クラスJ	1,676,656.674	26,137,400.89	
		インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ－ベトナム・ エクイティ クラスJ	2,227,256.909	8,285,395.70	
小 計			15,916,549.258	170,761,264.39 (13,324,501,460)	
合 計				13,324,501,460 (13,324,501,460)	

有価証券明細表注記

- （注） 1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 7銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ」の各サブファンドの投資証券を主要投資対象としております。

各サブファンドの状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ」は、ルクセンブルグ籍の外国投資法人です。同外国投資法人は、平成23年6月30日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務諸表が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務諸表監査は受けておりません。

下記の純資産計算書、純資産変動計算書及び投資有価証券明細は、現地で作成された中間財務諸表の一部を翻訳・抜粋し作成したものです。

●「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - チャイナ・エクイティ」の内容

純資産計算書

平成23年6月30日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	411,334,684
未実現評価益（損）	58,227,889
投資有価証券時価評価額	469,562,573
銀行預金	33,504,750
投資証券発行未収入金	4,456,696
未収利息および未収配当金	3,837,041
資産合計	511,361,060
負債	
買入有価証券未払金	3,282,994
買戻し投資証券未払金	599,251
未払運用報酬	414,658
未払税金及び未払費用	228,705
負債合計	4,525,608
純資産合計	506,835,452
発行済クラスA投資証券口数	26,270,078
発行済クラスD投資証券口数	3,774,920
発行済クラスJ投資証券口数	3,933,120
クラスA投資証券1口当り純資産価格	12.940米ドル
クラスD投資証券1口当り純資産価格	29.984米ドル
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	13.654米ドル

純資産変動計算書

平成23年 6 月30日現在	米ドル
期初純資産総額	508,218,246
収入	
配当金	8,923,650
品貸料	197,729
収入合計	9,121,379
費用	
運用報酬	2,045,756
保管・預託銀行費用	64,054
取引手数料	6,072
管理・名義書換代行事務費用	430,240
監査費用、公告・印刷費用	5,634
税金	82,116
借越利息	44
その他費用	34,263
費用合計	2,668,179
投資からの純収入（支出）	6,453,200
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	25,359,725
外国為替にかかる実現純利益（損失）	58,827
実現純利益（損失）	31,871,752
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	(11,092,756)
外国為替にかかる未実現評価益（損）	9,482
運用による純資産の純増加額（減少額）	20,788,478
資本金の変動	
投資証券の発行	262,948,383
投資証券の買戻し	(285,119,655)
当期の純資産総額の変動額	(22,171,272)
期末純資産総額	506,835,452

投資有価証券明細（平成23年6月30日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
パミューダ					
Huabao International Holdings Ltd	12,339,000	香港ドル	13,629,909	11,225,437	2.21
ケイマン諸島					
Ajisen China Holdings Ltd	3,312,000	香港ドル	3,128,287	6,860,336	1.35
China Resources Cement Holdings Ltd	6,736,000	香港ドル	4,152,897	6,335,825	1.25
China Shanshui Cement Group Ltd	6,304,000	香港ドル	2,980,499	7,282,256	1.44
Evergrande Real Estate Group Ltd	33,495,000	香港ドル	12,043,818	21,821,167	4.31
Focus Media Holding Ltd ADR	564,600	米ドル	8,066,165	17,621,167	3.47
Tencent Holdings Ltd	188,000	香港ドル	4,993,769	5,102,016	1.01
Xingda International Holdings Ltd	12,047,000	香港ドル	6,685,836	11,749,266	2.32
			42,051,271	76,772,033	15.15
中国					
Bank of China Ltd "H"	70,516,700	香港ドル	31,916,425	34,341,656	6.78
Byd Co Ltd "H"	1,396,900	香港ドル	4,951,282	4,514,330	0.89
China Citic Bank Corp Ltd "H"	27,918,000	香港ドル	19,201,515	17,398,671	3.43
China Citic Bank Corp Ltd "H"	5,583,600	香港ドル	—	602,676	0.12
China Construction Bank Corp "H"	23,520,520	香港ドル	16,035,442	19,493,808	3.85
China Life Insurance Co Ltd "H"	2,894,000	香港ドル	11,836,875	9,891,683	1.95
China Pacific Insurance Group Co Ltd "H"	5,682,600	香港ドル	22,902,152	23,548,695	4.65
China Petroleum & Chemical Corp "H"	20,696,000	香港ドル	18,239,778	20,822,756	4.11
China Shenhua Energy Co Ltd "H"	4,589,500	香港ドル	20,239,265	21,879,094	4.31
Huadian Power International Co "H"	17,364,000	香港ドル	3,818,648	3,458,370	0.68
Industrial & Commercial Bank of China "H"	45,310,965	香港ドル	31,857,135	34,409,697	6.79
PetroChina Co Ltd "H"	6,684,000	香港ドル	8,996,240	9,773,919	1.93
Ping An Insurance Group Co of China Ltd "H"	933,000	香港ドル	9,346,065	9,632,911	1.90
Shandong Chenming Paper Holdings Ltd "H"	8,585,000	香港ドル	6,898,347	5,890,764	1.16
Travelsky Technology Ltd "H"	9,792,000	香港ドル	5,428,623	6,165,347	1.22
			211,667,792	221,824,377	43.77

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
香港					
China Merchants Holdings International Co Ltd	1,046,000	香港ドル	4,933,778	4,038,929	0.80
China Mobile Ltd	3,817,000	香港ドル	38,391,668	35,313,820	6.96
China Resources Power Holdings Co Ltd	6,540,000	香港ドル	11,980,874	12,756,736	2.52
China Unicom Hong Kong Ltd	10,642,030	香港ドル	13,847,711	21,441,767	4.23
CNOOC Ltd	16,634,000	香港ドル	27,386,599	38,815,267	7.66
Fosun International Ltd	14,365,000	香港ドル	9,093,531	10,945,872	2.16
Franshion Properties China Ltd	46,796,000	香港ドル	13,867,108	11,905,947	2.35
Sino-Ocean Land Holdings Ltd	7,975,500	香港ドル	6,322,803	4,058,291	0.80
Sinotrans Shipping Ltd	21,017,500	香港ドル	7,980,407	6,211,535	1.23
			133,804,479	145,488,164	28.71
米国					
Sohu.com Inc	198,200	米ドル	10,181,233	14,252,562	2.81
譲渡可能な上場有価証券の合計			411,334,684	469,562,573	92.65
投資総額			411,334,684	469,562,573	92.65
その他資産				37,272,879	7.35
純資産総額				506,835,452	100.00

●「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ－インドニア・エクイティ」の内容

純資産計算書

平成23年6月30日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	173,369,892
未実現評価益（損）	43,083,948
投資有価証券時価評価額	216,453,840
銀行預金	9,825,511
売却有価証券未収入金	271,045
投資証券発行未収入金	557,976
未収配当金及び未収利息	828,299
その他資産	18,452
資産合計	227,955,123
負債	
買入有価証券未払金	1,360,489
買戻し投資証券未払金	504,575
未払運用報酬	76,425
未払税金及び未払費用	74,614
負債合計	2,016,103
純資産合計	225,939,020
発行済クラスA投資証券口数	5,081,288
発行済クラスD投資証券口数	5,539,909
発行済クラスJ投資証券口数	3,700,486
クラスA投資証券1口当り純資産価格	11.188米ドル
クラスD投資証券1口当り純資産価格	22.639米ドル
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	11.802米ドル

純資産変動計算書

平成23年 6 月30日現在	米ドル
期初純資産総額	217,006,212
収入	
配当金	1,658,595
債券利息	259
収入合計	1,658,854
費用	
運用報酬	437,109
保管・預託銀行費用	85,280
取引手数料	21,150
管理・名義書換代行事務費用	101,976
監査費用、公告・印刷費用	2,512
税金	23,776
借越利息	1,242
その他費用	31,756
費用合計	704,801
投資からの純収入（支出）	954,053
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	2,333,951
外国為替にかかる実現純利益（損失）	113,152
実現純利益（損失）	3,401,156
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	(20,345,891)
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(23,719)
運用による純資産の純増加額（減少額）	(16,968,454)
資本金の変動	
投資証券の発行	72,197,722
投資証券の買戻し	(46,296,460)
当期の純資産総額の変動額	25,901,262
期末純資産総額	225,939,020

投資有価証券明細（平成23年6月30日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
インド					
Allcargo Global Logistics Ltd	1,015,555	インドルピー	4,202,475	3,895,017	1.72
Ashok Leyland Ltd	3,187,114	インドルピー	4,397,101	3,464,992	1.53
Bank of Baroda	215,623	インドルピー	3,148,817	4,212,615	1.86
Bharat Electronics Ltd	103,941	インドルピー	2,348,182	3,738,064	1.65
Cairn India Ltd	839,631	インドルピー	4,650,586	5,855,491	2.59
Castrol India Ltd	516,626	インドルピー	4,565,986	6,104,979	2.70
Dr Reddy's Laboratories Ltd	246,827	インドルピー	4,833,259	8,458,463	3.73
Gujarat Pipavav Port Ltd	4,872,604	インドルピー	5,341,339	7,085,049	3.14
HCL Technologies Ltd	197,399	インドルピー	2,239,174	2,184,737	0.97
HDFC Bank Ltd	241,137	インドルピー	8,483,890	13,492,134	5.97
Hindalco Industries Ltd	2,164,467	インドルピー	7,184,683	8,742,121	3.87
Hindustan Zinc Ltd	1,855,500	インドルピー	3,961,666	5,665,810	2.51
Housing Development Finance Corp	676,151	インドルピー	7,316,617	10,621,939	4.70
ICICI Bank Ltd	826,444	インドルピー	17,098,209	20,237,511	8.97
Idea Cellular Ltd	2,274,022	インドルピー	3,917,335	4,054,351	1.79
Infosys Technologies Ltd	313,905	インドルピー	14,512,038	20,388,649	9.03
ITC Ltd	953,855	インドルピー	2,333,068	4,332,651	1.92
Kotak Mahindra Bank Ltd	466,441	インドルピー	3,879,254	5,001,702	2.21
Larsen & Toubro Ltd	55,620	インドルピー	2,214,413	2,279,485	1.01
LIC Housing Finance Ltd	716,110	インドルピー	2,594,756	3,895,134	1.72
Mahindra & Mahindra Financial Services	323,121	インドルピー	4,717,275	4,531,755	2.01
Marico Ltd	1,575,520	インドルピー	2,134,326	5,482,294	2.43
Mphasis Ltd	468,969	インドルピー	2,843,665	4,558,294	2.02
Oberoi Realty Ltd	309,761	インドルピー	1,759,005	1,664,093	0.74
OnMobile Global Ltd	299,236	インドルピー	1,259,304	725,289	0.32
Ranbaxy Laboratories Ltd	537,046	インドルピー	5,641,245	6,503,663	2.88
Reliance Industries Ltd	814,021	インドルピー	17,245,124	16,361,460	7.24
Rural Electrification Corp Ltd	246,261	インドルピー	1,310,604	1,079,191	0.48
Shoppers Stop Ltd	286,911	インドルピー	2,194,601	2,907,460	1.29
Sobha Developers Ltd	352,807	インドルピー	1,883,616	2,044,510	0.90
Sun TV Network Ltd	446,146	インドルピー	2,619,353	3,453,198	1.53
Tata Consultancy Services Ltd	36,264	インドルピー	941,213	957,373	0.42
Tata Motors Ltd "A" DVR	403,265	インドルピー	3,991,693	4,891,234	2.16
Titan Industries Ltd	1,417,440	インドルピー	3,999,542	6,795,090	3.02

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Voltas Ltd	766,117	インドルピー	3,512,134	2,735,246	1.21
Wipro Ltd	862,021	インドルピー	8,094,344	8,052,796	3.56
			173,369,892	216,453,840	95.80
投資総額			173,369,892	216,453,840	95.80
その他資産				9,485,180	4.20
純資産総額				225,939,020	100.00

● 「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - インドネシア・エクイティ」の内容

純資産計算書

平成23年6月30日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	620,955,107
未実現評価益（損）	112,777,465
投資有価証券時価評価額	733,732,572
銀行預金	58,091,243
売却有価証券未収入金	145,868
投資証券発行未収入金	1,636,427
未収配当金及び未収利息	2,293,589
その他資産	3,978
資産合計	795,903,677
負債	
買入有価証券未払金	31,469
買戻し投資証券未払金	969,763
未払運用報酬	219,217
未払税金及び未払費用	154,319
負債合計	1,374,768
純資産合計	794,528,909
発行済クラスA投資証券口数	3,846,734
発行済クラスD投資証券口数	1,274,077
発行済クラスJ投資証券口数	33,761,357
クラスA投資証券1口当り純資産価格	19.804米ドル
クラスD投資証券1口当り純資産価格	10.174米ドル
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	20.893米ドル

純資産変動計算書

平成23年 6 月30日現在	米ドル
期初純資産総額	566,201,074
収入	
配当金	6,997,357
債券利息	22,122
収入合計	7,019,479
費用	
運用報酬	1,420,252
保管・預託銀行費用	212,959
取引手数料	128,635
管理・名義書換代行事務費用	188,078
監査費用、公告・印刷費用	8,271
税金	68,632
その他費用	57,677
費用合計	2,084,504
投資からの純収入（支出）	4,934,975
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	29,858,577
外国為替にかかる実現純利益（損失）	505,091
実現純利益（損失）	35,298,643
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	58,092,866
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	75,178
外国為替にかかる未実現評価益（損）	496
運用による純資産の純増加額（減少額）	93,467,183
資本金の変動	
投資証券の発行	415,741,105
投資証券の買戻し	(280,880,453)
当期の純資産総額の変動額	134,860,652
期末純資産総額	794,528,909

投資有価証券明細（平成23年6月30日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
権利					
インドネシア					
Delta Dunia Makmur Tbk PT	8,919,580	インドネシアルピア	—	114,414	0.01
			—	114,414	0.01
株式					
インドネシア					
Adaro Energy Tbk PT	76,695,500	インドネシアルピア	19,604,487	21,911,722	2.76
Adira Dinamika Multi Finance PT	606,000	インドネシアルピア	602,899	932,797	0.12
Agung Podomoro Land Tbk PT	69,402,000	インドネシアルピア	2,580,486	2,630,243	0.33
Alam Sutera Realty Tbk PT	99,333,500	インドネシアルピア	2,009,438	3,764,607	0.47
Aneka Tambang Tbk PT	13,075,500	インドネシアルピア	3,376,734	3,163,858	0.40
Astra Agro Lestari Tbk PT	2,055,000	インドネシアルピア	5,342,195	5,631,450	0.71
Astra International Tbk PT	8,312,000	インドネシアルピア	45,753,571	61,597,293	7.76
Astra Otoparts Tbk PT	2,522,500	インドネシアルピア	776,540	955,994	0.12
Bakrieland Development Tbk PT	92,184,000	インドネシアルピア	1,537,681	1,590,955	0.20
Bank Central Asia Tbk PT	44,574,200	インドネシアルピア	30,172,889	39,763,584	5.00
Bank Danamon Indonesia Tbk PT	13,435,068	インドネシアルピア	8,503,569	9,400,082	1.18
Bank Mandiri Tbk PT	58,139,130	インドネシアルピア	38,925,814	48,813,681	6.14
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	66,921,936	インドネシアルピア	25,237,031	30,239,927	3.81
Bank Pan Indonesia Tbk PT	40,992,700	インドネシアルピア	4,856,413	4,349,992	0.55
Bank Pembangunan Daerah Jawa Barat Dan Banten Tbk PT	26,926,000	インドネシアルピア	3,964,883	3,736,451	0.47
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT	74,729,500	インドネシアルピア	41,753,919	56,642,964	7.13
Bank Tabungan Negara Tbk PT	22,029,500	インドネシアルピア	3,966,510	4,341,421	0.55
Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk PT	4,473,000	インドネシアルピア	1,298,126	1,695,207	0.21
Berlian Laju Tanker Tbk PT	35,965,332	インドネシアルピア	1,430,928	1,279,159	0.16
Borneo Lumbung Energi & Metal Tbk PT	66,164,500	インドネシアルピア	11,803,284	10,801,737	1.36
Bumi Resources Tbk PT	40,622,500	インドネシアルピア	12,691,994	13,974,272	1.76
Bumi Serpong Damai PT	140,872,348	インドネシアルピア	12,119,294	14,784,573	1.86
Central Proteinaprima Tbk PT	8,155,050	インドネシアルピア	181,042	—	—
Charoen Pokphand Indonesia Tbk PT	21,347,000	インドネシアルピア	3,182,342	4,953,709	0.62
Ciputra Development Tbk PT	245,694,250	インドネシアルピア	9,109,483	12,319,809	1.55
Delta Dunia Makmur Tbk PT	44,597,900	インドネシアルピア	5,776,326	5,252,624	0.66
Gajah Tunggal Tbk PT	44,561,500	インドネシアルピア	10,725,580	16,238,666	2.04
Gudang Garam Tbk PT	3,342,500	インドネシアルピア	13,629,522	19,410,705	2.45
Harum Energy Tbk PT	13,473,500	インドネシアルピア	10,975,265	15,004,597	1.89

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Hexindo Adiperkasa Tbk PT	6,040,500	インドネシアルピア	3,833,686	4,860,294	0.61
Holcim Indonesia Tbk PT	4,036,200	インドネシアルピア	913,235	1,035,466	0.13
Indah Kiat Pulp & Paper Corp Tbk PT	5,500,000	インドネシアルピア	1,147,851	827,357	0.10
Indika Energy Tbk PT	45,721,500	インドネシアルピア	19,845,002	20,526,823	2.58
Indo Tambangraya Megah PT	4,776,000	インドネシアルピア	24,494,953	24,922,860	3.13
Indocement Tungal Prakarsa Tbk PT	6,131,500	インドネシアルピア	10,482,598	12,190,784	1.53
Indofood CBP Sukses Makmur TBK PT	8,006,000	インドネシアルピア	4,429,003	5,041,385	0.63
Indofood Sukses Makmur Tbk PT	18,633,000	インドネシアルピア	9,605,437	12,493,703	1.57
Indosat Tbk PT	3,653,500	インドネシアルピア	2,116,532	2,172,800	0.27
International Nickel Indonesia Tbk PT	21,854,000	インドネシアルピア	11,113,385	11,467,902	1.45
Japfa Comfeed Indonesia Tbk PT	7,181,500	インドネシアルピア	2,497,115	4,166,283	0.52
Jasa Marga PT	6,525,500	インドネシアルピア	1,935,249	2,758,432	0.35
Kalbe Farma Tbk PT	7,686,500	インドネシアルピア	2,498,097	3,025,122	0.38
Krakatau Steel Tbk PT	33,025,500	インドネシアルピア	4,454,377	4,005,191	0.50
Lippo Karawaci Tbk PT	52,134,375	インドネシアルピア	3,476,940	3,951,646	0.50
Mayora Indah Tbk PT	1,296,954	インドネシアルピア	1,394,747	1,966,113	0.25
Media Nusantara Citra Tbk PT	30,445,000	インドネシアルピア	2,022,037	3,266,212	0.41
Mitra Adiperkasa Tbk PT	4,903,500	インドネシアルピア	1,094,453	2,272,918	0.29
Panin Financial Tbk PT	33,508,000	インドネシアルピア	647,279	695,519	0.09
Pembangunan Perumahan Persero PT Tbk	21,677,000	インドネシアルピア	1,897,683	1,693,614	0.21
Perusahaan Gas Negara PT	50,650,000	インドネシアルピア	22,907,435	23,773,103	2.99
Perusahaan Perkebunan London Sumatra Indonesia Tbk PT	34,377,000	インドネシアルピア	8,609,470	9,320,334	1.17
Ramayana Lestari Sentosa Tbk PT	15,179,000	インドネシアルピア	1,355,825	1,380,633	0.17
Salim Ivomas Pratama Tbk PT	46,495,000	インドネシアルピア	6,049,768	6,397,772	0.81
Sampoerna Agro PT	3,924,000	インドネシアルピア	1,180,252	1,578,660	0.20
Semen Gresik Persero Tbk PT	20,065,000	インドネシアルピア	19,415,761	22,462,130	2.84
Summarecon Agung Tbk PT	50,866,000	インドネシアルピア	5,683,749	6,761,966	0.85
Surya Citra Media Tbk PT	3,100,000	インドネシアルピア	1,132,136	2,060,521	0.26
Tambang Batubara Bukit Asam Tbk PT	6,279,500	インドネシアルピア	13,808,333	15,231,018	1.92
Telekomunikasi Indonesia Tbk PT	47,227,000	インドネシアルピア	41,547,754	40,477,924	5.10
Timah Tbk PT	15,509,000	インドネシアルピア	4,585,090	4,521,311	0.57
Unilever Indonesia Tbk PT	9,132,500	インドネシアルピア	15,341,547	15,867,791	2.00
United Tractors Tbk PT	6,670,386	インドネシアルピア	15,554,827	19,368,271	2.44
Wijaya Karya PT	12,460,000	インドネシアルピア	888,472	958,964	0.12
XL Axiata Tbk PT	24,146,000	インドネシアルピア	14,186,279	17,316,529	2.18
シンガポール			614,034,602	725,999,430	91.38
First Resources Ltd	6,669,000	シンガポールドル	6,850,654	7,549,329	0.95
譲渡可能な上場有価証券の合計			620,885,256	733,663,173	92.34

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
非上場有価証券					
債券					
インドネシア Bhakti Investama Tbk PT 6% 23/7/2010	69,851	米ドル	69,851	69,399	0.01
非上場有価証券の合計			69,851	69,399	0.01
投資総額			620,955,107	733,732,572	92.35
その他資産				60,796,337	7.65
純資産総額				794,528,909	100.00

●「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - マレーシア・エクイティ」の内容

純資産計算書

平成23年6月30日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	24,841,971
未実現評価益（損）	7,656,364
投資有価証券時価評価額	32,498,335
銀行預金	593,590
売却有価証券未収入金	237,349
未収配当金及び未収利息	97,203
資産合計	33,426,477
負債	
買戻し投資証券未払金	705,224
未払運用報酬	6,854
未払税金及び未払費用	5,123
負債合計	717,201
純資産合計	32,709,276
発行済クラスA投資証券口数	100
発行済クラスJ投資証券口数	2,348,839
クラスA投資証券1口当り純資産価格	13.231米ドル
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	13.925米ドル

純資産変動計算書

平成23年 6 月30日現在	米ドル
期初純資産総額	35,118,585
収入	
配当金	439,224
債券利息	1
収入合計	439,225
費用	
運用報酬	42,224
保管・預託銀行費用	6,206
取引手数料	4,470
管理・名義書換代行事務費用	8,183
監査費用、公告・印刷費用	393
税金	1,687
その他費用	2,559
費用合計	65,722
投資からの純収入（支出）	373,503
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	2,052,002
外国為替にかかる実現純利益（損失）	16,667
実現純利益（損失）	2,442,172
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	(172,103)
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(10,257)
運用による純資産の純増加額（減少額）	2,259,812
資本金の変動	
投資証券の発行	1,322,040
投資証券の買戻し	(5,991,161)
当期の純資産総額の変動額	(4,669,121)
期末純資産総額	32,709,276

投資有価証券明細（平成23年6月30日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
マレーシア					
AirAsia BHD	589,000	マレーシアリングット	496,548	686,631	2.10
Alam Maritim Resources Bhd	741,000	マレーシアリングット	268,684	242,951	0.74
Alliance Financial Group Bhd	716,100	マレーシアリングット	588,061	754,165	2.31
AMMB Holdings Bhd	642,000	マレーシアリングット	719,068	1,384,145	4.23
Axiata Group Bhd	916,325	マレーシアリングット	905,261	1,520,383	4.64
Berjaya Sports Toto BHD	49,285	マレーシアリングット	62,897	73,287	0.22
British American Tobacco Malaysia Bhd	17,000	マレーシアリングット	207,687	262,925	0.80
CI Holdings Bhd	346,000	マレーシアリングット	393,167	376,997	1.15
CIMB Group Holdings Bhd	1,123,800	マレーシアリングット	2,072,670	3,323,581	10.17
DiGi.Com Bhd	80,000	マレーシアリングット	571,392	769,400	2.35
Gamuda Bhd	304,500	マレーシアリングット	310,727	388,252	1.19
Genting Bhd	660,000	マレーシアリングット	1,453,289	2,452,464	7.51
Genting Malaysia BHD	1,095,700	マレーシアリングット	1,055,396	1,306,351	3.99
Genting Plantations Bhd	175,000	マレーシアリングット	472,896	459,017	1.40
Hong Leong Financial Group Bhd	97,000	マレーシアリングット	349,819	423,402	1.29
IJM Corp BHD	399,600	マレーシアリングット	569,582	853,593	2.61
IJM Plantations Bhd	355,000	マレーシアリングット	307,120	324,491	0.99
IOI Corp Bhd	700,384	マレーシアリングット	1,112,171	1,229,356	3.76
Kuala Lumpur Kepong Bhd	82,000	マレーシアリングット	394,541	601,796	1.84
Lafarge Malayan Cement Bhd	78,000	マレーシアリングット	116,412	192,449	0.59
Mah Sing Group Bhd	243,000	マレーシアリングット	139,594	210,045	0.64
Malayan Banking Bhd	829,571	マレーシアリングット	1,856,137	2,456,161	7.51
Masterskill Education Group Bhd	166,000	マレーシアリングット	197,217	107,753	0.33
Maxis Bhd	542,000	マレーシアリングット	893,367	983,661	3.01
Media Prima Bhd	216,700	マレーシアリングット	111,593	208,124	0.64
MISC Bhd	226,800	マレーシアリングット	613,596	552,072	1.68
Petronas Chemicals Group Bhd	499,000	マレーシアリングット	949,595	1,171,689	3.58
Petronas Gas BHD	69,000	マレーシアリングット	262,028	302,097	0.92
PLUS Expressways Bhd	74,000	マレーシアリングット	70,055	110,773	0.34
PPB Group Bhd	108,000	マレーシアリングット	540,003	615,918	1.88
Public Bank Bhd - Foreign Market	373,100	マレーシアリングット	1,115,849	1,638,455	5.01
RHB Capital Bhd	251,000	マレーシアリングット	504,740	761,439	2.33
Sime Darby Bhd	662,100	マレーシアリングット	1,689,621	2,023,908	6.19
Sunway City Bhd	115,800	マレーシアリングット	144,900	206,327	0.63
Sunway Holdings BHD	221,000	マレーシアリングット	90,037	199,080	0.61

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
TAN Chong Motor Holdings BHD	120,000	マレーシアリングット	172,879	188,376	0.58
Tenaga Nasional Bhd	941,500	マレーシアリングット	2,047,223	2,110,934	6.46
Umv Holdings Bhd	113,000	マレーシアリングット	256,726	270,197	0.83
Wah Seong Corp Bhd	192,000	マレーシアリングット	149,652	155,788	0.48
YTL Corp Bhd	652,000	マレーシアリングット	332,602	334,692	1.02
YTL Power International Bhd	364,000	マレーシアリングット	277,169	265,210	0.81
			24,841,971	32,498,335	99.36
投資総額			24,841,971	32,498,335	99.36
その他資産				210,941	0.64
純資産総額				32,709,276	100.00

[次へ](#)

●「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ－フィリピン・エクイティ」の内容

純資産計算書

平成23年 6 月30日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	9,871,083
未実現評価益（損）	2,515,567
投資有価証券時価評価額	12,386,650
銀行預金	66,579
売却有価証券未収入金	679,053
未収配当金及び未収利息	21,838
資産合計	13,154,120
負債	
買入有価証券未払金	20,220
買戻し投資証券未払金	716,939
未払運用報酬	4,662
未払税金及び未払費用	4,457
負債合計	746,278
純資産合計	12,407,842
発行済クラスA投資証券口数	141,764
発行済クラスJ投資証券口数	799,358
クラスA投資証券1口当り純資産価格	12.622米ドル
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	13.284米ドル

純資産変動計算書

平成23年 6 月30日現在	米ドル
期初純資産総額	12,948,034
収入	
配当金	205,360
収入合計	205,360
費用	
運用報酬	28,758
保管・預託銀行費用	4,865
取引手数料	24,600
管理・名義書換代行事務費用	9,937
監査費用、公告・印刷費用	154
税金	975
その他費用	1,035
費用合計	70,324
投資からの純収入（支出）	135,036
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	683,895
外国為替にかかる実現純利益（損失）	4,001
実現純利益（損失）	822,932
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	(389,062)
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(154)
運用による純資産の純増加額（減少額）	433,716
資本金の変動	
投資証券の発行	4,260,928
投資証券の買戻し	(5,234,836)
当期の純資産総額の変動額	(973,908)
期末純資産総額	12,407,842

投資有価証券明細（平成23年6月30日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
フィリピン					
Aboitiz Equity Ventures Inc	840,500	フィリピンペソ	416,509	814,607	6.57
Aboitiz Power Corp	844,200	フィリピンペソ	333,644	609,749	4.91
Alliance Global Group Inc	1,864,000	フィリピンペソ	241,584	470,570	3.79
Ayala Corp	67,072	フィリピンペソ	488,141	493,734	3.98
Ayala Land Inc	1,963,600	フィリピンペソ	615,082	706,869	5.69
Banco de Oro Unibank Inc	375,490	フィリピンペソ	437,579	473,532	3.82
Bank of the Philippine Islands	530,730	フィリピンペソ	625,440	716,458	5.76
Cebu Air Inc	51,480	フィリピンペソ	138,538	108,104	0.87
China Banking Corp	22,002	フィリピンペソ	181,163	202,884	1.64
DMCI Holdings Inc	211,500	フィリピンペソ	179,920	207,669	1.67
Energy Development Corp/Philippines	3,556,250	フィリピンペソ	369,360	540,803	4.36
Filinvest Land Inc	11,014,000	フィリピンペソ	256,270	297,366	2.40
First Gen Corp	980,537	フィリピンペソ	280,754	320,849	2.59
First Philippine Holdings Corp	173,070	フィリピンペソ	146,536	236,431	1.91
Globe Telecom Inc	10,230	フィリピンペソ	259,942	211,045	1.70
GMA Holdings Inc	889,000	フィリピンペソ	122,540	139,499	1.12
International Container Terminal Services Inc	250,680	フィリピンペソ	171,111	290,392	2.34
JG Summit Holdings Inc	594,900	フィリピンペソ	352,586	363,790	2.93
Jollibee Foods Corp	63,000	フィリピンペソ	77,843	128,660	1.04
Manila Electric Co	35,331	フィリピンペソ	135,986	223,555	1.80
Manila Water Co Inc	926,900	フィリピンペソ	344,194	398,694	3.21
Megaworld Corp	3,637,000	フィリピンペソ	153,843	167,016	1.35
Metro Pacific Investments Corp	2,836,000	フィリピンペソ	248,597	234,288	1.89
Metropolitan Bank & Trust	348,544	フィリピンペソ	421,429	563,011	4.54
Philex Mining Corp	386,800	フィリピンペソ	100,760	207,525	1.67
Philippine Long Distance Telephone Co	21,320	フィリピンペソ	1,174,255	1,137,460	9.17
Robinsons Land Corp	517,050	フィリピンペソ	129,607	143,178	1.15
Security Bank Corp	194,387	フィリピンペソ	339,039	448,568	3.62
SM Investments Corp	57,220	フィリピンペソ	564,281	705,759	5.69
SM Prime Holdings Inc	1,183,500	フィリピンペソ	289,384	322,264	2.60
Universal Robina Corp	331,400	フィリピンペソ	128,168	312,014	2.51
Vista Land & Lifescapes Inc	2,565,000	フィリピンペソ	145,225	187,040	1.51
			9,869,310	12,383,383	99.80

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
非上場有価証券					
株式					
フィリピン Philex	50,562	フィリピンペソ	1,773	3,267	0.03
非上場有価証券の合計			1,773	3,267	0.03
投資総額			9,871,083	12,386,650	99.83
その他資産				21,192	0.17
純資産総額				12,407,842	100.00

●「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - タイランド・エクイティ」の内容

純資産計算書

平成23年6月30日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	35,048,403
未実現評価益（損）	6,734,502
投資有価証券時価評価額	41,782,905
銀行預金	1,610,302
投資証券発行未収入金	277,346
資産合計	43,670,553
負債	
買戻し投資証券未払金	19,554
未払運用報酬	18,803
未払税金及び未払費用	14,073
負債合計	52,430
純資産合計	43,618,123
発行済クラスA投資証券口数	736,934
発行済クラスJ投資証券口数	2,015,985
クラスA投資証券1口当り純資産価格	15.232米ドル
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	16.068米ドル

純資産変動計算書

平成23年 6 月30日現在	米ドル
期初純資産総額	44,499,359
収入	
配当金	910,716
収入合計	910,716
費用	
運用報酬	112,439
保管・預託銀行費用	9,675
取引手数料	12,775
管理・名義書換代行事務費用	26,749
監査費用、公告・印刷費用	494
税金	4,333
その他費用	3,329
費用合計	169,794
投資からの純収入（支出）	740,922
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	2,021,322
外国為替にかかる実現純利益（損失）	1,258
実現純利益（損失）	2,763,502
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	(1,741,662)
外国為替にかかる未実現評価益（損）	2,580
運用による純資産の純増加額（減少額）	1,024,420
資本金の変動	
投資証券の発行	21,040,820
投資証券の買戻し	(22,946,476)
当期の純資産総額の変動額	(1,905,656)
期末純資産総額	43,618,123

投資有価証券明細（平成23年6月30日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
投資信託証券					
タイ CPN Retail Growth Leasehold Property Fund	1,096,491	タイバーツ	348,097	460,366	1.06
			348,097	460,366	1.06
株式					
タイ Advanced Info Service PCL (Foreign Market)	531,000	タイバーツ	1,449,044	1,797,363	4.12
Asian Property Development PCL (Foreign Market)	2,863,680	タイバーツ	434,479	460,426	1.06
Bangchak Petroleum PCL (Foreign Market)	888,700	タイバーツ	425,818	584,271	1.34
Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	496,400	タイバーツ	2,246,887	2,560,761	5.87
Bank of Ayudhya PCL (Foreign Market)	1,097,400	タイバーツ	798,435	1,017,930	2.33
Banpu PCL (Foreign Market)	72,750	タイバーツ	1,437,067	1,695,329	3.89
BEC World PCL (Foreign Market)	162,800	タイバーツ	135,687	182,802	0.42
Big C Supercenter PCL	18,300	タイバーツ	45,742	54,498	0.12
Big C Supercenter PCL (Foreign Market)	136,000	タイバーツ	272,965	405,012	0.93
Charoen Pokphand Foods PCL (Foreign Market)	1,320,500	タイバーツ	856,328	1,267,852	2.90
CP ALL PCL (Foreign Market)	521,800	タイバーツ	555,778	751,494	1.72
Delta Electronics Thai PCL (Foreign Market)	240,300	タイバーツ	252,318	193,961	0.44
Electricity Generating PCL (Foreign Market)	315,000	タイバーツ	864,559	953,458	2.19
Esso Thailand PCL (Foreign Market)	1,062,200	タイバーツ	248,030	390,654	0.90
Glow Energy PCL (Foreign Market)	621,400	タイバーツ	823,052	1,011,229	2.32
Hana Microelectronics PCL (Foreign Market)	794,400	タイバーツ	632,891	602,425	1.38
Indorama Ventures (Foreign Markets)	642,411	タイバーツ	728,301	972,241	2.23
IRPC PCL (Foreign Market)	1,694,600	タイバーツ	281,290	295,073	0.68
Kasikornbank PCL (Foreign Market)	535,400	タイバーツ	1,812,874	2,178,193	4.99
Kiatnakin Bank PCL (Foreign Market)	341,600	タイバーツ	305,881	366,893	0.84
Krung Thai Bank PCL (Foreign Market)	3,379,300	タイバーツ	1,621,991	2,067,724	4.74
Minor International PCL	174,800	タイバーツ	67,907	64,857	0.15
Minor International PCL (Wts)	27,190	タイバーツ	—	2,212	0.01

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Pruksa Real Estate (Foreign Market)	476,800	タイバーツ	319,747	285,537	0.65
PTT Aromatics & Refining PCL (Foreign Market)	585,500	タイバーツ	595,829	714,605	1.64
PTT Chemical PCL (Foreign Market)	322,500	タイバーツ	1,203,072	1,542,962	3.53
PTT Exploration & Production PCL	15,300	タイバーツ	84,778	85,152	0.20
PTT Exploration & Production PCL (Foreign Market)	640,300	タイバーツ	3,139,195	3,563,590	8.16
PTT PCL (Foreign Market)	371,600	タイバーツ	3,568,555	4,051,619	9.28
Ratchaburi Electricity Generating Holding PCL (Foreign Market)	263,300	タイバーツ	327,940	357,779	0.82
Siam Cement PCL	18,800	タイバーツ	209,838	215,993	0.50
Siam Cement PCL (Foreign Market)	217,800	タイバーツ	2,060,179	2,892,185	6.63
Siam City Cement PCL (Foreign Market)	29,800	タイバーツ	202,254	207,557	0.48
Siam Commercial Bank PCL (Foreign Market)	737,700	タイバーツ	2,264,653	2,665,083	6.12
Siam Makro PCL (Foreign Market)	43,600	タイバーツ	149,476	278,132	0.64
Sri Trang Agro-Industry PCL (Foreign Market)	252,800	タイバーツ	234,540	215,980	0.50
Thai Airways International PCL (Foreign Market)	731,048	タイバーツ	899,850	690,004	1.58
Thai Oil PCL (Foreign Market)	399,400	タイバーツ	752,761	968,439	2.22
Thai Stanley Electric PCL	121,800	タイバーツ	719,745	660,039	1.51
Thai Tap Water Supply PCL (Foreign Market)	743,000	タイバーツ	110,400	133,002	0.30
Thai Union Frozen Products PCL (Foreign Market)	186,405	タイバーツ	279,009	291,210	0.67
Thanachart Capital PCL	248,400	タイバーツ	214,229	230,412	0.53
Tisco Financial Group PCL (Foreign Market)	647,600	タイバーツ	632,497	790,399	1.81
Total Access Communication PCL	167,800	米ドル	199,859	293,650	0.67
Total Access Communication PCL (Foreign Market)	175,400	タイバーツ	234,576	312,552	0.72
			34,700,306	41,322,539	94.73
譲渡可能な上場有価証券の合計			35,048,403	41,782,905	95.79
投資総額			35,048,403	41,782,905	95.79
その他資産				1,835,218	4.21
純資産総額				43,618,123	100.00

●「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - ベトナム・エクイティ」の内容

純資産計算書

平成23年6月30日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	14,843,436
未実現評価益（損）	(4,570,250)
投資有価証券時価評価額	10,273,186
銀行預金	328,777
未収配当金及び未収利息	58,605
資産合計	10,660,568
負債	
買戻し投資証券未払金	188,443
未払運用報酬	9,185
未払税金及び未払費用	5,616
負債合計	203,244
純資産合計	10,457,324
発行済クラスJ投資証券口数	2,426,442
クラスJ投資証券1口当り純資産価格	4.310米ドル

純資産変動計算書

平成23年 6 月30日現在	米ドル
期初純資産総額	12,407,789
収入	
配当金	150,514
収入合計	150,514
費用	
運用報酬	55,442
保管・預託銀行費用	10,906
取引手数料	5,880
管理・名義書換代行事務費用	6,194
監査費用、公告・印刷費用	130
税金	540
借越利息	382
その他費用	326
費用合計	79,800
投資からの純収入（支出）	70,714
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	(611,408)
外国為替にかかる実現純利益（損失）	(7,427)
実現純利益（損失）	(548,121)
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	(1,645,636)
外国為替にかかる未実現評価益（損）	332
運用による純資産の純増加額（減少額）	(2,193,425)
資本金の変動	
投資証券の発行	2,502,851
投資証券の買戻し	(2,259,891)
当期の純資産総額の変動額	242,960
期末純資産総額	10,457,324

投資有価証券明細（平成23年6月30日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
ベトナム					
Bank for Foreign Trade of Vietnam JSC	375,493	ベトナムドン	938,311	505,278	4.83
Baoviet Holdings	100,300	ベトナムドン	240,170	382,490	3.66
Binh Chanh Construction Investment JSC	20,000	ベトナムドン	38,587	16,517	0.16
Binh Minh Plastics JSC	42,100	ベトナムドン	107,131	73,626	0.70
Danang Rubber JSC	21,900	ベトナムドン	50,132	23,193	0.22
Development Investment Construction Corp	213,485	ベトナムドン	568,601	189,787	1.81
DHG Pharmaceutical JSC	92,510	ベトナムドン	317,401	256,161	2.45
Dong Phu Rubber JSC	21,200	ベトナムドン	93,939	57,673	0.55
FPT Corp	202,326	ベトナムドン	776,305	471,783	4.51
GEMADEPT Corp	252,783	ベトナムドン	472,407	313,139	2.99
HAGL JSC	391,825	ベトナムドン	993,366	742,345	7.10
HCM City Infrastructure Investment JSC	123,000	ベトナムドン	234,920	145,198	1.39
Hoa Phat Group JSC	269,350	ベトナムドン	551,395	400,395	3.84
Hoa Sen Group	54,500	ベトナムドン	79,370	27,005	0.26
Kinh Bac City Development Share Holding Corp	71,200	ベトナムドン	139,111	57,762	0.55
Kinh Do Corp	118,980	ベトナムドン	345,211	219,638	2.10
Masan Group Corp	173,800	ベトナムドン	512,920	818,975	7.83
Ocean Group JSC	37,100	ベトナムドン	63,009	23,249	0.22
PetroVietnam Drilling and Well Services JSC	212,104	ベトナムドン	740,763	407,000	3.89
Petrovietnam Fertilizer & Chemicals JSC	451,800	ベトナムドン	1,059,438	713,310	6.82
PetroVietnam Finance JSC	86,520	ベトナムドン	174,699	80,278	0.77
Pha Lai Thermal Power JSC	153,900	ベトナムドン	358,697	60,558	0.58
Refrigeration Electrical Engineering Corp	123,100	ベトナムドン	154,556	66,977	0.64
Saigon Securities Inc	542,400	ベトナムドン	851,498	466,382	4.46
Saigon Thuong Tin Commercial JSB	223,039	ベトナムドン	213,454	130,020	1.24
Songda Urban & Industrial Zone Investment And Development JSC	220,400	ベトナムドン	664,811	337,265	3.23
Tan Tao Investment Industry Corp	255,763	ベトナムドン	453,539	131,702	1.26
Thu Duc Housing Development Corp	150,375	ベトナムドン	451,764	127,839	1.22
Tien Phong Plastic JSC	150,600	ベトナムドン	370,310	248,744	2.38

(単位：米ドル)

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
Tu Liem Urban Development JSC	44,400	ベトナムドン	80,234	48,530	0.46
Viet Nam Dairy Products JSC	191,560	ベトナムドン	893,450	1,014,331	9.70
Viet Nam Export-Import Commercial JSB	387,600	ベトナムドン	406,369	274,907	2.63
Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade	291,502	ベトナムドン	367,769	385,176	3.68
Vincom JSC	135,145	ベトナムドン	450,644	899,435	8.61
Vinh Son - Song Dinh Hydropower JSC	379,050	ベトナムドン	629,155	156,518	1.50
			14,843,436	10,273,186	98.24
投資総額			14,843,436	10,273,186	98.24
その他資産				184,138	1.76
純資産総額				10,457,324	100.00

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年1月31日現在)

I 資産総額	14,502,087,194円
II 負債総額	308,927,324円
III 純資産総額（I－II）	14,193,159,870円
IV 発行済口数	19,215,488,810口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7386円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当するものではありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡方法

(1) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に

設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

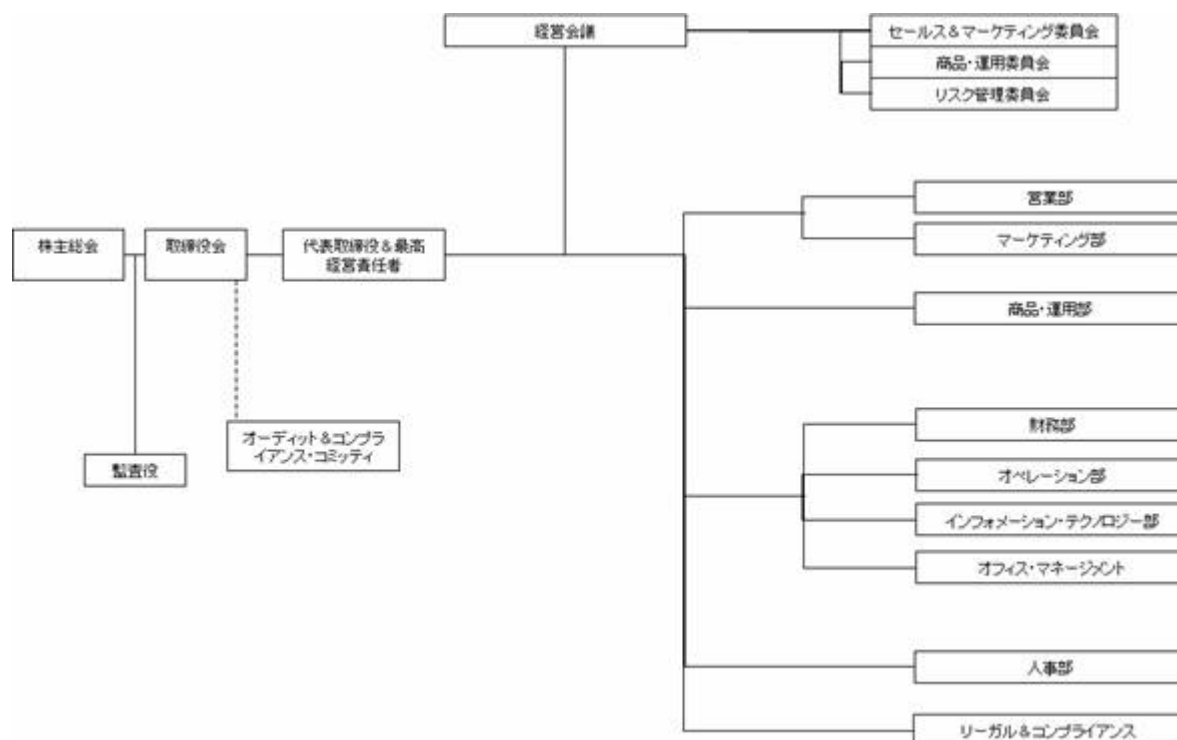
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成24年1月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成24年1月末日現在）



・ 会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・ 運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。商品・運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、商品・運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

商品・運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を商品・運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年1月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
公募投資信託（追加型株式投資信託）	15	295,708 百万円
私募投資信託	7	267,225 百万円
合計	22	562,934 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等規則の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受け、第12期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
なお、従来から委託会社の監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。
委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第11期 (平成22年3月31日)	第12期 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,235,021	2,230,216
前払費用	26,853	12,741
未収委託者報酬	853,769	1,612,187
未収入金	8,388	16,855
繰延税金資産	71,898	115,632
流動資産合計	3,195,930	3,987,633
固定資産		
有形固定資産 ※1	※1	
建物	-	102,827
器具備品	16,141	41,478
リース資産	23,994	18,880
有形固定資産合計	40,135	163,186
無形固定資産 ※2	※2	
ソフトウェア	1,221	1,551
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	1,509	1,839
投資その他の資産		
長期差入保証金	190,111	100,761
繰延税金資産	48,991	33,993
その他	17,800	16,889
投資その他の資産合計	256,902	151,643
固定資産合計	298,547	316,669
資産合計	3,494,477	4,304,302
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	620,168	1,103,685
関係会社未払金	4,049	63,719
その他未払金	31,149	41,569
未払費用	86,249	99,510
未払法人税等	240,651	320,725
預り金	50,557	78,227
賞与引当金	135,197	157,922
未払消費税等	14,748	31,382
リース債務	7,700	7,466
流動負債合計	1,190,471	1,904,209
固定負債		
退職給付引当金	122,310	83,541
リース債務	16,672	11,930
固定負債合計	138,982	95,471
負債合計	1,329,454	1,999,681
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	898,648	1,038,246
利益剰余金合計	898,648	1,038,246
株主資本合計	2,165,023	2,304,621
純資産合計	2,165,023	2,304,621
負債・純資産合計	3,494,477	4,304,302

(2)【損益計算書】

	(単位：千円)	
	第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,035,335	7,509,795
営業収益合計	7,035,335	7,509,795
営業費用		
支払手数料	3,287,539	3,267,857
広告宣伝費	219,538	335,826
調査費	185,355	213,317
委託調査費	949,843	1,225,529
委託計算費	49,885	49,294
通信費	8,723	14,989
諸会費	6,867	7,166
営業費用合計	4,707,753	5,113,981
一般管理費		
役員報酬	144,064	245,563
給料・手当	536,347	488,617
賞与	172,599	84,770
交際費	13,157	11,123
旅費交通費	33,751	49,312
租税公課	15,012	15,939
不動産賃借料	130,157	123,935
退職給付費用	81,242	63,321
固定資産減価償却費	82,873	22,762
採用費	3,423	26,876
専門家報酬	18,414	24,352
業務委託費	23,949	25,607
敷金の償却	-	6,259
諸経費	37,293	30,769
一般管理費合計	1,292,288	1,219,210
営業利益	1,035,293	1,176,603
営業外収益		
受取利息	281	172
受取配当金	527	480
為替差益	11,785	9,626
雑収入	-	683
営業外収益合計	12,594	10,963
営業外費用		
雑損失	8,625	6,336
営業外費用合計	8,625	6,336
経常利益	1,039,263	1,181,230
特別損失		
固定資産除却損	1,324	1,005
事務所移転費	30,697	9,840
特別損失合計	32,022	10,846
税引前当期純利益	1,007,241	1,170,384
法人税、住民税及び事業税	497,823	559,521
法人税等調整額	55,016	28,735
法人税等合計	442,807	530,786
当期純利益	564,433	639,598

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第11期 (自 平成21年4月1 日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月1 日 至 平成23年3月31日)
株主資本			
資本金			
	前期末残高	649,500	649,500
	当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金			
資本準備金			
	前期末残高	616,875	616,875
	当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	前期末残高	834,214	898,648
	当期変動額		
	剰余金の配当	△ 500,000	△ 500,000
	当期純利益	564,433	639,598
	当期変動額合計	64,433	139,598
	当期末残高	898,648	1,038,246
株主資本合計			
	前期末残高	2,100,589	2,165,023
	当期変動額		
	剰余金の配当	△ 500,000	△ 500,000
	当期純利益	564,433	639,598
	当期変動額合計	64,433	139,598
	当期末残高	2,165,023	2,304,621
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
	前期末残高	△ 210	-
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の期中の変動 額（純額）	210	-
	当期変動額合計	210	-
	当期末残高	-	-
純資産合計			
	前期末残高	2,100,378	2,165,023
	当期変動額		
	剰余金の配当	△ 500,000	△ 500,000
	当期純利益	564,433	639,598
	株主資本以外の項目の期中の変動 額（純額）	210	-
	当期変動額合計	64,644	139,598
	当期末残高	2,165,023	2,304,621

重要な会計方針

期 別 項 目	第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 満期保有目的債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価の算定は移動平均法)を採用し ております。 なお、評価差額については、全部純資産直入 法により処理しております。	
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 ② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3年～ 6年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用 のソフトウェアについては、社内における 利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用 しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 とする定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 同左 ② 平成19年4月1日以降に取得したもの 同左 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建 物 10年～18年 器具備品 3年～ 8年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計 上しております。 但し、当期の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見 込額の当期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職 金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づ く当期末自己都合退職金要支給額を計上し ております。また、内規に基づく役員退職慰 労引当金を退職給付引当金に含めて計上し ております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によって います。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	当期より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴い、長期差入保証金に計上している賃借契約に係る預託金が、6,259千円減少しております。また、営業利益、経常利益はそれぞれ6,259千円減少し、税引前当期純利益は6,259千円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 (平成22年3月31日現在)	第12期 (平成23年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
器具備品 17,191 千円 リース資産 8,597 千円	建 物 6,726 千円 器具備品 24,566 千円 リース資産 12,628 千円
※2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	※2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
ソフトウェア 1,145 千円	ソフトウェア 1,586 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第11期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21,682	平成21年3月31日	平成21年6月24日

第12期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21,682	平成22年3月31日	平成22年6月24日

(リース取引関係)

第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)												
1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、コピー機(器具備品)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>61,693千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>173,513千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>235,206千円</td></tr> </table>	1年内	61,693千円	1年超	173,513千円	合計	235,206千円	1. ファイナンスリース取引 所有権移転外ファイナンスリース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左 2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>92,540千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>80,972千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>173,513千円</td></tr> </table>	1年内	92,540千円	1年超	80,972千円	合計	173,513千円
1年内	61,693千円												
1年超	173,513千円												
合計	235,206千円												
1年内	92,540千円												
1年超	80,972千円												
合計	173,513千円												

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	2,230,216	2,230,216	-
② 未収委託者報酬	1,612,187	1,612,187	-
③ 長期差入保証金	100,761	100,761	-
④ 未払金	(1,208,974)	(1,208,974)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 現金及び預金	2,230,216	-	-	-
② 未収委託者報酬	1,612,187	-	-	-
③ 長期差入保証金	14,480	86,281	-	-
合計	3,856,884	86,281	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)								
1. 採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。 2. 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在) <table> <tr> <td>退職給付債務及び退職給付引当金</td><td>122,310千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (自平成21年4月1日至平成22年3月31日) <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>81,242千円</td></tr> </table>	退職給付債務及び退職給付引当金	122,310千円	退職給付費用	81,242千円	1. 採用している退職金制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日現在) <table> <tr> <td>退職給付債務及び退職給付引当金</td><td>83,541千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (自平成22年4月1日至平成23年3月31日) <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>63,321千円</td></tr> </table>	退職給付債務及び退職給付引当金	83,541千円	退職給付費用	63,321千円
退職給付債務及び退職給付引当金	122,310千円								
退職給付費用	81,242千円								
退職給付債務及び退職給付引当金	83,541千円								
退職給付費用	63,321千円								

(税効果会計関係)

(単位：千円)

第11期 (平成22年3月31日)	第12期 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金損金算入限度超過額 55,012 退職給付引当金損金算入限度超過額 47,557 未払費用否認額 4,357 未払事業税 8,255 その他 5,709 繰延税金資産合計 120,890	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金損金算入限度超過額 64,258 退職給付引当金損金算入限度超過額 33,993 未払費用否認額 16,914 未払事業税 24,831 その他 9,626 繰延税金資産合計 149,625
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 住民税均等割 0.23% 交際費等永久差異 0.53% 役員給与永久差異 2.50% その他 0.01% 税効果会計適用後の法人税の負担率 43.96%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 住民税均等割 0.20% 交際費等永久差異 0.39% 役員給与永久差異 4.80% その他 △0.72% 税効果会計適用後の法人税の負担率 45.35%

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第11期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ビーピーエム アメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注1)	542,801	未払 手数料	140,715
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネジメン ト・リミテッド	英国 ロンドン市	9.4百万 英ポンド	投資 運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注1)	16,733	未払 手数料	9,511
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・アセット・マネジ メント（シンガポール）リミテ ッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 システム情報関係契約 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注1)	390,308	未払 手数料	39,426
				その他 サービス業			情報関連費の 支払	8,455	関係会社 未払金	4,049
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・ファン ド・マネジメント・サービ ス・プライベート・リミテ ッド	シンガポール	10百万 シンガ ポール ドル	その他 サービス業	なし	システム情報関係契約 役員の兼任なし	情報関連費の 支払	11,935	未払 手数料	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

(注2) ブルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッドは、2010年1月1日付で兄弟会社であるブルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに吸収合併されております。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(非上場)

第12期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ビーピーエム アメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注)	483,574	未払金	108,112
同一の親会社をもつ会社	M&Gインベストメント・マネジ メント・リミテッド	英国 ロンドン市	9.4百万 英ポンド	投資 運用業	なし	調査業務の委託 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注)	14,548	未払金	10,808
同一の親会社をもつ会社	ブルーデンシャル・アセット・マ ネジメント（シンガポール）リ ミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 システム情報関係契約 役員の兼任なし	委託調査費の 支払(注)	726,406	未払金	128,327
							情報関連費の 支払	51,887	未払金	35,277

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(1株当たり情報)

第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	93,886円52銭	1株当たり純資産額	99,940円22銭
1株当たり当期純利益	24,476円75銭	1株当たり当期純利益	27,736円26銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第11期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益（千円）	564,433	639,598
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	564,433	639,598
普通株式の期中平均株式数（株）	23,060	23,060

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

当事業年度において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は、6,259千円です。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外にはありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	7,035,335

第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	7,509,795

2. 地域ごとの情報

第11期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

第11期および第12期の財務諸表に対する注記事項（関連当事者情報）に記載されている関連当事者および親会社に関して以下に記載した情報は監査対象外であります。

※ プルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド、プルーデンシャル・ファンド・マネジメント・サービス・プライベート・リミテッドおよびプルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッドは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、イギリス、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2010年12月31日現在約3,400億ポンド（約43兆円、1ポンド＝125.95円）に上ります。なお、最終親会社および上記グループ会社は、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,877,490
前払費用		36,841
未収委託者報酬		1,450,951
未収入金		16,438
繰延税金資産		158,680
流動資産計		3,540,402
固定資産		
有形固定資産		
建物		99,551
器具備品		46,047
リース資産		20,383
有形固定資産計	※1	165,983
無形固定資産		
ソフトウェア		1,317
電話加入権		288
無形固定資産計	※2	1,605
投資その他の資産		
長期差入保証金		100,996
繰延税金資産		33,478
その他		16,889
投資その他の資産計		151,364
固定資産計		318,953
資産合計		3,859,355
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		996,555
関係会社未払金		50,714
その他未払金		30,711
未払費用		49,323
預り金		1,361
未払法人税等		286,972
賞与引当金		279,285
リース債務		6,725
未払消費税等	※3	20,129
流動負債計		1,721,779
固定負債		
退職給付引当金		77,733
リース債務		14,976
固定負債計		92,710
負債合計		1,814,489
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		778,490
利益剰余金計		778,490
株主資本計		2,044,865
純資産合計		2,044,865

負債・純資産合計

3,859,355

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,354,318
営業収益計	3,354,318
営業費用	2,217,743
一般管理費	※1 601,503
営業利益	535,072
営業外収益	
受取配当金	616
為替差益	35,860
雑収入	4,553
営業外収益計	41,030
経常利益	576,102
特別損失	
固定資産除却損	50
事務所移転費	4,624
特別損失計	4,674
税引前中間純利益	571,428
法人税、住民税及び事業税	273,718
法人税等調整額	△ 42,533
法人税等合計	231,184
中間純利益	340,244

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金	当期首残高	649,500
	当中間期末残高	649,500
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	616,875
	当中間期末残高	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,038,246
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ 600,000
	中間純利益	340,244
	当中間期変動額合計	△ 259,756
	当中間期末残高	778,490
株主資本合計	当期首残高	2,304,621
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ 600,000
	中間純利益	340,244
	当中間期変動額合計	△ 259,756
	当中間期末残高	2,044,865
純資産合計	当期首残高	2,304,621
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ 600,000
	中間純利益	340,244
	当中間期変動額合計	△ 259,756
	当中間期末残高	2,044,865

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別 項 目	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 ② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～ 8年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間期の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程に基づく当中間期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。この変更による損益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
※1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
	建 物	10,134 千円
	器具備品	29,341 千円
	リース資産	5,356 千円
※2	無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
	ソフトウェア	1,820 千円
※3	消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)		
※1	減価償却実施額	
	有形固定資産	11,708 千円
	無形固定資産	233 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	23,060	—	—	23,060

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600	26,019	平成23年3月31日	平成23年7月1日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	92,540千円
1年超	34,702千円
合計	127,243千円

（金融商品関係）

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	1,877,490	1,877,490	-
② 未収委託者報酬	1,450,951	1,450,951	-
③ 長期差入保証金	100,996	100,996	-
④ 未払金	(1,077,980)	(1,077,980)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項 目	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	88,675円87銭
1株当たり中間純利益金額	14,754円73銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)		
中間純利益	340,244	千円
普通株主に帰属しない金額	—	千円
普通株式に係る中間純利益	340,244	千円
期中平均株式数	23,060	株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りに当たり、使用見込期間は入居から10年間を採用しております。
当中間会計期間において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は、8,718千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報
当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、「金融商品取引業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）	
	委託者報酬
外部顧客への売上高	3,354,318

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（平成23年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成23年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成23年9月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	8,000百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
コスモ証券株式会社	13,500百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
野村證券株式会社※	10,000百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	18,000百万円	
楽天銀行株式会社	25,954百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	22,572百万豪ドル	
スタンダードチャータード銀行	1,025,172百万円	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社池田泉州銀行	50,710百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社中国銀行	15,149百万円	

住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
------------	------------	---

※ 一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等のみを行います。

(3) 投資顧問会社

名 称 イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド（Eastspring Investments (Singapore)Limited）
 資本金の額 1百万シンガポールドル（平成23年3月末日現在）
 事業の内容 シンガポールにおいて、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社と運用委託先である投資顧問会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当計算期間において提出したものは以下の通りです。

平成23年 6月24日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年 9月15日	有価証券報告書
平成23年 9月15日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月8日

PCAアセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPCAグローイング・アジア株式オープンの平成23年6月21日から平成23年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PCAグローイング・アジア株式オープンの平成23年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

PCAアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月22日

P C Aアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ⑨
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているP C Aアセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C Aアセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月12日

PCAアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPCAアセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公平妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PCAアセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)